

■施策を構成する事務事業

| 1-1-1 | | 保健衛生施設の機能充実 | | | (単位:千円) | | | | |
|-------|-------|----------------|----------------------|---|-----------------|--|---------|---------|-----------------|
| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 1 | 保健総務課 | 総合保健センター管理 | 総合保健センター施設管理 | 総合保健センターの管理運営を円滑に行う | 来所者、市職員 | ・総合保健センター施設及び設備の維持管理 ・光熱水費、通信運搬費等の支払い ・土地賃借料の支払い | 14,154 | 13,901 | 12,375 |
| 2 | 保健総務課 | 保健所管理 | 保健所施設管理 | 保健所の管理運営を円滑に行う | 来所者、市職員 | ・保健所施設及び設備の維持管理 ・光熱水費、通信運搬費等の支払い ・土地賃借料の支払い | 55,634 | 87,740 | 67,091 |
| 3 | 保健総務課 | 保健衛生一般事務 | 保健医療施設安全衛生委員会等 | 保健所、総合保健センター及びふれあい歯科診療所職員の労働安全衛生に資する | 市職員 | ・安全衛生委員会の開催 ・産業医及び衛生管理者の職場巡視対応 | 75 | 5 | 75 |
| 4 | 保健総務課 | 保健衛生一般事務 | 保健師現任教育 | 保健師が効果的かつ効率的な活動を行うため、研修を実施し資質向上を図る。 | 市保健師職員 | ・保健師現任教育実施要領に基づく研修の企画、運営 ・研修プログラム検討会の開催 ・外部派遣研修の調整 | 57 | 6 | 57 |
| 5 | 保健総務課 | 保健衛生一般事務 | 地域保健実習等調整 | 保健医療従事者の人材確保及び人材育成を図る | 県内養成校在学・市出身の学生等 | ・実習受け入れ調整事務(埼玉県・養成校・庁内関係課) ・実習オリエンテーションの開催 ・実習プログラムの作成 | 1 | — | 1 |
| 6 | 保健総務課 | 保健衛生一般事務 | 保健所内業務調整 | 効果的、効率的な保健所業務運営を目指す | 市職員 | ・所内業務の把握 ・課題解決に向けた調整事務 ・会議の開催 | 1,017 | 960 | 1,195 |
| 7 | 保健総務課 | 保健情報ネットワークシステム | 保健情報ネットワークシステムの運用、管理 | 保健情報ネットワークシステムの稼働環境を整備、維持し、適切かつ効率的な事務執行を支援する。 | 市職員 | ・保健情報ネットワークシステムの運用、管理 ・各種情報収集 | 55,681 | 25,679 | 33,022 |
| 合計 | | | | | | | 126,619 | 128,291 | 113,816 |

■施策を構成する事務事業

| 1-1-2 | | 検査機能の充実 | | | | | | | (単位:千円) | | |
|-------|-------|--------------|-------------------|---|--------------|---|--------|---------|-----------------|--|--|
| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 | | |
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | | | |
| 1 | 衛生検査課 | 食品・水質・感染症等検査 | 食品等の検査 | 食品等の安全性の確保及び飲食に起因する衛生上の危害発生防止を目的とする。 | 食品業者等 | 食品・環境衛生課から依頼された食品等に対する理化学・細菌検査を行う。また、食中毒等発生時には、食品や便等について理化学・細菌検査等を行う。 | 27,329 | 20,507 | 24,618 | | |
| 2 | 衛生検査課 | 食品・水質・感染症等検査 | 井戸水等の水質検査 | 井戸水等の水質の衛生確保を目的とする。 | 市民等 | 市民等から依頼された井戸水やプール水等に対して、水道法等に基づく検査を行う。 | 2,837 | 6,379 | 6,177 | | |
| 3 | 衛生検査課 | 食品・水質・感染症等検査 | 感染症等の検査 | 感染症等の予防、感染症等のまん延の防止を図る。 | 市民等 | 保健予防課から依頼された、市民等の腸管出血性大腸菌、結核及びび感染症等の感染の有無を調べる。 | 30,955 | 71,619 | 37,464 | | |
| 4 | 衛生検査課 | 食品・水質・感染症等検査 | 家庭用品等の検査 | 家庭用品(乳幼児用繊維製品)に関する健康被害を未然に防止する。 | 乳幼児用繊維製品販売者等 | 保健総務課から依頼された乳幼児用繊維製品の理化学検査(ホルムアルデヒドの含有)に関する検査を行う。 | 318 | 312 | 315 | | |
| 5 | 衛生検査課 | 食品・水質・感染症等検査 | 健康食品の無承認無許可医薬品の検査 | いわゆる健康食品を検査し、無承認無許可医薬品の摂取による健康被害を未然に防止する。 | 健康食品販売者等 | 保健総務課から依頼された健康食品について、無承認無許可医薬品の含有に関する検査を行う。 | 1,410 | 1,352 | 608 | | |
| 合計 | | | | | | | 62,849 | 100,169 | 69,182 | | |

■施策を構成する事務事業

1-2-1 精神保健対策の推進

(単位:千円)

| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
|-----|-------|-------|----------------|---|----------------------|---|-------|-------|-----------------|
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 1 | 保健予防課 | 精神保健 | 市民向け普及啓発講演会 | 精神保健福祉に関する正しい理解と知識の普及、情報提供を図り、こころの健康づくりを推進する。 | 市民 | 「統合失調症」「うつ病」「アルコール依存症」など精神保健福祉に関する講演会を年1回実施する。 | 74 | — | 181 |
| 2 | 保健予防課 | 精神保健 | 自殺予防対策事業 | 精神保健福祉に関する正しい理解と知識の普及、情報提供を図り、こころの健康づくりを推進する。 | 市民 | ・川越市自殺対策連絡会議、自殺予防対策庁内連絡会議の実施 ・ゲートキーパー養成研修の実施 ・普及啓発グッズを配布する。 | 457 | 404 | 1,083 |
| 3 | 保健予防課 | 精神保健 | 精神保健福祉関係機関職員研修 | 地域保健に携わる関係機関職員が精神保健福祉に関する知識を深め、相談技術の向上と、適切な連携がとれるようにする。 | 市内関係機関職員 | 精神保健福祉に関する正しい理解と知識の普及を目的として、研修を実施する。 | 45 | 2 | 34 |
| 4 | 保健予防課 | 精神保健 | 青年期ひきこもり事業 | ひきこもりの家族をもつ親たちが、ひきこもりについて理解し、家族の対応を学び、家族同士の意見交換をする中で自助機能を高め問題解決に向けての第一歩とする。 | ひきこもりの当事者を抱える家族 | 隔月1回実施 内容は、話し合い、講義、個別相談など | 190 | 27 | 195 |
| 5 | 保健予防課 | 精神保健 | 精神保健福祉家族教室 | 精神障害者を抱える家族に必要な知識や情報を提供したり、家族同士の悩みを交換しあう場を提供するための教室を実施する。 | 市内在住で統合失調症の当事者を抱える家族 | 精神保健福祉家族教室(統合失調症編) 3回1クールで年1回実施 | 73 | — | 86 |
| 6 | 保健予防課 | 精神保健 | 精神保健福祉相談 | 精神保健福祉士・保健師が市民のこころの健康に関することや精神保健福祉に関することの相談を随時受け、問題解決に向けたアドバイスを行う。また、必要に応じて家庭訪問を実施する。 | 市民 | 統合失調症、うつ、ひきこもり、アルコールなど精神保健福祉に関して、電話・面接・訪問などにより随時相談を実施する。 | 997 | 628 | 997 |
| 7 | 保健予防課 | 精神保健 | 会計年度任用職員人件費 | 精神保健福祉に関する相談や窓口対応などに従事するため | — | — | 3,368 | 3,113 | 3,492 |
| 合計 | | | | | | | 5,204 | 4,174 | 6,068 |

■施策を構成する事務事業

1-2-2 感染症予防対策の推進

(単位:千円)

| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
|-----|-------|--------|--------------------|---|-----|---|--------|---------|-----------------|
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 1 | 保健予防課 | 感染症等対策 | 性感染症検査・相談 | エイズを含む性感染症の検査により、患者の早期発見、早期治療及び感染防止を図る。 | 市民 | 性感染症検査、性感染症夜間検査、エイズ即日検査をおおよそ月1回のペースで実施する。また、検査時や結果返却時も含めて、相談を随時受け付ける。 | 918 | 709 | 991 |
| 2 | 保健予防課 | 感染症等対策 | 性感染症・エイズ予防啓発事業 | エイズを含む性感染症について、予防啓発を行い、まん延防止を図る。 | 市民 | パンフレットの配布や、講演会、広報川越等による予防啓発事業を行う。 | 848 | 472 | 835 |
| 3 | 保健予防課 | 感染症等対策 | 光化学スモッグ健康被害の受理及び相談 | 光化学スモッグの被害状況を把握し、県へ報告する。 光化学スモッグに関する電話相談を随時受け付ける。 | 市民 | 光化学スモッグによる健康被害の相談について受理し、埼玉県保健医療部疾病対策課へ報告する。 光化学スモッグに関する電話相談の随時受付 | — | — | — |
| 4 | 保健予防課 | 感染症等対策 | 結核予防費補助事業 | 私立学校等が行う結果う定期健康診断事業の受診率を向上させることにより、患者の早期発見、早期治療及び感染防止を図る。 | 市民 | 私立学校等が行う結核定期健康診断事業に対し、事業費補助を行う。 | 2,236 | 1,973 | 2,931 |
| 5 | 保健予防課 | 感染症等対策 | 結核定期病状調査 | 結核の再発、治療の自己中断、二次感染の防止を図る。 | 市民 | 結核患者の治療を行っている担当医師から情報を入手する。また、結核患者に対し、定期的に病状確認を行う。 | 15 | — | 15 |
| 6 | 保健予防課 | 感染症等対策 | 結核接触者健診・管理検診 | 接触者の検診を実施し、患者の早期発見やまん延の防止を図る。 また、治療終了した患者の結核再発防止を図る。 | 市民 | 結核患者に接触した方達に対し、接触者健診を行う。また、治療終了した患者の結核再発防止の為の管理検診を行う。 | 595 | 74 | 637 |
| 7 | 保健予防課 | 感染症等対策 | 結核・感染症予防啓発事業 | 結核を含む感染症について、予防啓発を行い、まん延防止を図る。 | 市民 | パンフレットの配布や講演会、広報川越等により、予防啓発事業を行う | 157 | 13 | 157 |
| 8 | 保健予防課 | 感染症等対策 | 結核・感染症の保健指導・相談 | 結核患者に対する治療支援や接触者の継続的な相談等を受ける事で、結核のまん延防止を図る。また、市民からの感染症に関する相談を受け、感染症のまん延防止を図る。 | 市民 | 保健師が結核患者に対する面接や事業者等への調査を行い、登録管理する。 本人、家族や他の接触者の相談を継続的に受けていく。 市民からの感染症相談を受ける。 | 288 | 16,247 | 1,287 |
| 9 | 保健予防課 | 感染症等対策 | 感染症発生動向調査事業及び統計事務 | 感染症患者の発生状況を早期にかつ的確に把握して、その流行を予測し、適切な予防策を図る。 | 市民 | 複数の医療機関に依頼をして、定期的に患者発生の報告を受け、その情報を県へ送り、集計された還元情報を関係機関に送る。 | 52,779 | 634,379 | 289,309 |
| 10 | 保健予防課 | 感染症等対策 | 感染症発生時の調査、まん延防止 | 1・2・3類及び4類感染症(必要時5類感染症)が発生した場合に調査を行い、必要に応じ、措置を実施し、まん延防止を図る。 | 市民 | 本人や家族に面接し、病状把握、接触者の確認、原因の特定等について調査する。必要時、患者の搬送や検体採取、接触者に対して検便等の検査を行い、消毒の指示等まん延防止の措置を行う。 | 4,120 | 62,769 | 76,255 |

| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
|-----|-------|--------|--------------|---|-----------|---|---------|---------|-----------------|
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 11 | 保健予防課 | 感染症等対策 | 感染症診査協議会 | 結核患者の治療の確認と、結核を含む感染症で勧告入院となった患者の入院期間の延長等に関して、必要事項を診査し、適正な治療を提供する。 | 市民 | 診査協議会への諮問。 診査協議会からの答申の受理。 | 1,293 | 1,104 | 1,293 |
| 12 | 保健予防課 | 感染症等対策 | 感染症医療費公費負担事務 | 結核を含む感染症で勧告入院となった患者の入院についての公費負担の審査支払、及び結核患者に関しては、勧告入院に該当しない場合も公費負担により適正な医療を提供し、まん延の防止を図る。 | 市民(感染症患者) | 結核を含む感染症で、勧告入院となった患者の入院についての、公費負担申請の受付、及び審査支払。 勧告入院以外の結核患者への医療費の公費負担 | 38,982 | 113,683 | 120,029 |
| 13 | 保健予防課 | 感染症等対策 | 会計年度任用職員人件費 | DOTS事業、検査事業における採血、事務補助 | — | — | 3,396 | 3,139 | 3,664 |
| 合計 | | | | | | | 105,627 | 834,562 | 497,403 |

■施策を構成する事務事業

| 1-3-1 | | 食の安全の確保 | | | | | | | (単位:千円) | | |
|-------|----------|---------|---------------|--|-----------|---|-------|-------|-----------------|--|--|
| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 | | |
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | | | |
| 1 | 食品・環境衛生課 | 食品衛生指導 | 卸売市場の監視指導 | 市民の食の安全を守るために、食品の流通拠点である川越総合卸売市場の監視指導を行う。 | 営業者 | 市場内の食品営業施設に対し、監視指導を実施。 | 155 | 93 | 86 | | |
| 2 | 食品・環境衛生課 | 食品衛生指導 | 食中毒の処理 | 食中毒の原因究明、危害拡大防止のための調査、指導を行う。 | 営業者 市民 | ・原因施設の調査、再発防止指導 ・対象者の調査 ・ホームページ、報道機関への公表 | 101 | 141 | 79 | | |
| 3 | 食品・環境衛生課 | 食品衛生指導 | 食品営業許可 | 公衆衛生上の危害発生防止のため、法令で定められた39業種について営業許可を取得させる。また許可業種以外の食品営業についても条例に基づき届出の指導を行う。 | 営業者 | ・営業者から申請を受ける ・現地調査を実施 ・食品衛生オンラインシステムを用いて、営業施設のデータ管理 | 5,923 | 5,685 | 6,971 | | |
| 4 | 食品・環境衛生課 | 食品衛生指導 | 食品営業施設の監視指導 | 市民の食の安全を守るために、食品営業施設等への監視指導を行う。 | 営業者 | ・食品営業施設の監視指導 ・食鳥処理施設の監視指導 ・ふぐ認定施設の監視指導 | 1,003 | 501 | 838 | | |
| 5 | 食品・環境衛生課 | 食品衛生指導 | 食品衛生の普及・啓発 | 食中毒予防や食品衛生に関すること等についての普及啓発を行う。 | 営業者 市民 | ・クリアモール等での食中毒予防リーフレットの配布 ・出前講座の実施 ・広報川越やホームページでの情報の発信 | 155 | 62 | 114 | | |
| 6 | 食品・環境衛生課 | 食品衛生指導 | 食品に関する相談事務 | 市民の食の安全を守るために、市民や営業者からの食品に関する苦情や相談を受ける。 | 営業者 市民 | ・食品営業施設等の監視指導 ・関係自治体への調査依頼 ・文献等で調べる | 9 | 9 | 9 | | |
| 7 | 食品・環境衛生課 | 食品衛生指導 | 食品の収去検査 | 市民の食の安全を守るために、市内で製造されたものを中心に、収去検査を行う。 | 営業者 | ・収去検査を実施する ・成績書を交付 ・違反が判明した場合は、指導を実施 | 44 | 186 | 40 | | |
| 8 | 食品・環境衛生課 | 食品衛生指導 | 食品衛生関係優良施設等表彰 | 公衆衛生の向上を図るため、地域住民の日常生活に深い関係のある食品衛生の推進のために努力し、その成果が顕著である者を表彰する。 | 営業者 | 優良施設表彰、衛生功労者表彰については市長が、優良従業員表彰については保健所長が行う。 | 18 | 11 | 19 | | |
| 9 | 食品・環境衛生課 | 食品衛生指導 | 食品安全モニター事業 | 消費者の日常の購買行動における食品の表示や保管状況等のモニタリングを通じ、食品の安全性の確保を図る | 営業者 市民 | ・モニター、受け入れ協力店の決定 ・モニター内容を受入店に伝え、その回答をモニターに回答する ・バックヤード見学会 ・モニター、協力店及び保健所の意見交換会 | 4 | — | 4 | | |
| 合計 | | | | | | | 7,412 | 6,687 | 8,160 | | |

■施策を構成する事務事業

1-3-2 衛生的な住環境の確保

(単位:千円)

| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
|-----|----------|--------|------------------------|--|-----|---|-------|-------|-----------------|
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 1 | 食品・環境衛生課 | 環境衛生指導 | 生活衛生営業施設の許可等事務 | 市民の健康、安全を確保するため、生活衛生営業施設に係る法、条例等に基づく事務を行う。 | 営業者 | 法、条例等に基づき、届出受理、検査確認、許可等の事務を行う。 | 128 | 96 | 118 |
| 2 | 食品・環境衛生課 | 環境衛生指導 | 生活衛生営業施設の監視指導 | 市民の健康、安全を確保するため、生活衛生営業施設に対する監視指導を行う。 | 営業者 | 生活衛生営業施設に対して、環境衛生監視員による立入検査を行う。 | 201 | 121 | 184 |
| 3 | 食品・環境衛生課 | 環境衛生指導 | 特定建築物の届出受理等に関する事務 | 市民の健康、安全を確保するため、特定建築物に係る法に基づく事務を行う。 | 営業者 | 法に基づき、届出受理及び指導を行う。 | 23 | 5 | 24 |
| 4 | 食品・環境衛生課 | 環境衛生指導 | 特定建築物の監視指導 | 市民の健康、安全を確保するため、特定建築物に対する監視指導を行う。 | 営業者 | 特定建築物に対して、環境衛生監視員による立入検査を行う。 | 48 | 38 | 52 |
| 5 | 食品・環境衛生課 | 環境衛生指導 | 専用水道、簡易専用水道の確認等事務 | 市民の健康、安全を確保するため、専用水道、自家用水道に係る法、条例等に基づく事務を行う。 | 営業者 | 法、条例等に基づき、申請受理、検査確認等の事務を行う。 | 8 | 5 | 8 |
| 6 | 食品・環境衛生課 | 環境衛生指導 | 専用水道、簡易専用水道、自家用水道の監視指導 | 市民の健康、安全を確保するため、専用水道、簡易専用水道、自家用水道に対する監視指導を行う。 | 営業者 | 専用水道、簡易専用水道、自家用水道に対して、環境衛生監視員による立入検査を行う。 | 30 | 9 | 13 |
| 7 | 食品・環境衛生課 | 環境衛生指導 | そ族・昆虫等相談事務 | 市民の安全で快適な生活環境の向上を目指すため、そ族・昆虫等に係る相談を受ける。 | 市民 | そ族・昆虫等を駆除するための方法の説明、駆除業者の紹介を行う。また、相談の内容によっては、デング熱、ジカ熱等の原因となる蚊の対策として、薬剤の使用見本を渡す。 | 137 | 159 | 11 |
| 8 | 食品・環境衛生課 | 環境衛生指導 | 水害消毒 | 市民の健康、安全を確保するため、水害を受けた家屋に対し、消毒を行う。 | 市民 | 台風等の水害後に、床上浸水、床下浸水等による被害を受けた家屋に対し、消毒を行う。 | 80 | 45 | 81 |
| 9 | 食品・環境衛生課 | 環境衛生指導 | 健康で快適な居住環境づくり支援事業 | 市民の健康で快適な居住環境を確保することを目的とし、いわゆるシックハウス症候群による健康被害防止のための支援事業を行う。 | 市民 | 市民からシックハウスに係る相談があった場合、相談者宅を訪問し、室内空気環境を測定することにより、原因究明に努め、助言を行う。 | 12 | 8 | 12 |

| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
|-----|----------|---------|---------------------------|---|-----|---|--------|--------|-----------------|
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 10 | 食品・環境衛生課 | 環境衛生指導 | 環境衛生関係優良施設等表彰 | 公衆衛生の向上を図るため、地域住民の日常生活に深い関係のある環境衛生の推進のために努力し、その成果が顕著である者を表彰する。 | 営業者 | 優良施設表彰、衛生功労者表彰については市長が、優良従業員表彰については保健所長が行う。 | 10 | 5 | 10 |
| 11 | 食品・環境衛生課 | 動物管理・指導 | 犬の登録・注射関係事務 | 狂犬病の発生を予防することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的として、狂犬病予防法に基づく事務を行う。 | 市民 | 狂犬病予防法に基づき、犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付を行っている。 | 2,124 | 1,866 | 3,179 |
| 12 | 食品・環境衛生課 | 動物管理・指導 | 狂犬病予防関係事務 | 狂犬病の発生を予防することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的として、狂犬病予防注射実施の推進及び普及啓発を行う。 | 市民 | 狂犬病予防注射の実施を推進するため、埼玉県獣医師会と協定を締結し、集合狂犬病予防注射を実施している。また、集合注射会場にて、狂犬病予防等に係る啓発リーフレットを配布している。 | 16 | 16 | 63 |
| 13 | 食品・環境衛生課 | 動物管理・指導 | 動物愛護の普及啓発事務 | 動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することを目的として、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を行う。 | 市民 | 動物の適正な取扱いを普及啓発させるため、犬のしつけ方教室及び猫の適正飼養講習会を実施している。 | 241 | 158 | 217 |
| 14 | 食品・環境衛生課 | 動物管理・指導 | 野犬等の収容 | 動物の健康及びその安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的として、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく野犬等の収容を行う。 | 市民 | 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、負傷動物の保護及び野犬等の捕獲、収容、保管を業務委託して実施している。 | 9,423 | 7,713 | 9,511 |
| 15 | 食品・環境衛生課 | 動物管理・指導 | 犬及び猫の引取り | 動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することを目的として、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬及び猫の引取りを行う。 | 市民 | 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬及び猫の引取りを行っている。 | 33 | 35 | 12 |
| 16 | 食品・環境衛生課 | 動物管理・指導 | 動物取扱業の登録等事務 | 動物の健康及びその安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的として、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業の登録を行う。 | 営業者 | 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業の登録申請受理、現地確認、登録証の交付を行っている。 | 49 | 55 | 19 |
| 17 | 食品・環境衛生課 | 動物管理・指導 | 特定動物の飼養許可等事務 | 動物の健康及びその安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的として、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可を行う。 | 市民 | 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可の申請受理、現地確認、許可証の交付を行っている。 | 51 | 14 | 12 |
| 18 | 食品・環境衛生課 | 動物管理・指導 | 動物に関する苦情・相談 | 動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することを目的として、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、苦情や相談に対する対応を行う。 | 市民 | 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、放し飼いの犬の取締りや犬の捕獲依頼、犬や猫の糞尿や鳴き声に対する苦情並びに犬や猫の飼い方に関する相談を受け付け、飼い主に対する指導等を行う。 | 52 | 29 | 35 |
| 19 | 食品・環境衛生課 | 動物管理・指導 | 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金事業 | 飼い主のいない猫の繁殖抑制を図り、地域の良好な生活環境を促進することを目的とする。 | 市民 | 飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を実施する方に対して、その手術費用の一部を補助する。 | 436 | 361 | 485 |
| 合計 | | | | | | | 13,102 | 10,739 | 14,046 |

■ 施策を構成する事務事業

| 2-1-1 | | 予防接種の推進 | | | | | | | (単位:千円) | | |
|-------|--------------------|-------------------|-----------------------|--|-----|---|---------|-----------|-----------------|--|--|
| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 | | |
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | | | |
| 1 | 健康管理課 | 予防接種の推進 | 風しん第5期定期接種及び抗体検査 | 抗体保有率の低い年代への予防接種を実施し、疾病の発生及びまん延、個人の罹患及び重篤化を予防する。 | 市民 | 予防接種法で定める年代の男性に対して、自身の抗体の状況を検査し、風しんの免疫を持たなかった場合に、予防接種を実施する。 | 51,913 | 12,630 | 35,043 | | |
| 2 | 健康管理課 | 予防接種の推進 | 予防接種事業(任意接種助成) | 風しん予防ワクチンの効果的な接種促進を図り、今後の風しん流行と先天性風しん症候群の発生を防ぐ。 | 市民 | 風しんの免疫が不十分な妊娠を希望する女性等を対象に予防接種に係る費用を助成することにより、予防接種が受けやすい環境を提供し、先天性風しん症候群の発生を予防する。 | 2,865 | 1,940 | 2,509 | | |
| 3 | 健康管理課 | 予防接種の推進 | 風しん抗体検査事業 | 風しん予防ワクチンの効果的な接種促進を図り、今後の風しん流行と先天性風しん症候群の発生を防ぐ。 | 市民 | 風しんウイルス抗体検査を実施する。 | 3,547 | 1,282 | 2,322 | | |
| 4 | 健康管理課 | 予防接種の推進 | 予防接種事業(高齢者) | 高齢者を対象に個人の発病、またはその重症化を防止するとともに、併せてそのまん延を予防する。 | 市民 | 予防接種法等で定める高齢者を対象にした予防接種を実施する。 ・高齢者インフルエンザ(定期接種) ・高齢者肺炎球菌(定期接種) ・高齢者肺炎球菌(任意接種) | 208,139 | 177,056 | 183,744 | | |
| 5 | 健康管理課 | 予防接種の推進 | 予防接種事業(乳幼児等) | 乳幼児及び児童等を対象に感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防する。また、かかった場合の病状の程度が重篤、もしくは重篤になる恐れがある疾病の発生及びまん延を予防する。 | 市民 | 予防接種法で定める乳幼児・児童等を対象にした予防接種を実施する。 ・ロタ・ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・四種混合・BCG・麻しん風しん混合・水痘・日本脳炎・二種混合・子宮頸がん | 626,890 | 598,441 | 1,333,902 | | |
| 6 | 健康管理課 | 予防接種事故補償金 | 予防接種健康被害に関する事務 | 予防接種健康被害者に対し、予防接種法で定められた給付を行い、救済を図る。 | 市民 | 予防接種健康被害者に対し、予防接種法で定められた給付を行い、所得の補償を図る。 | 13,060 | 12,270 | 13,060 | | |
| 7 | 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 | 新型コロナウイルスワクチン接種事業 | 新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務 | 新型コロナウイルスワクチン接種を迅速かつ円滑に実施する。 | 市民等 | 予防接種法上の臨時接種である新型コロナウイルスワクチンの接種を実施する。現在の実施期間は令和4年9月末まで。 ・初回(1・2回目)接種対象 5歳以上の者 ・第一期追加(3回目)接種対象 12歳以上の者 ・第二期追加(4回目)接種対象 ①60歳以上の者 ②18歳以上で基礎疾患を有する者 ③18歳以上で重症化リスクが高いと医師が認める者 | 500 | 2,662,156 | 9,845 | | |
| 合計 | | | | | | | 906,914 | 3,465,774 | 1,580,425 | | |

■ 施策を構成する事務事業

| 2-2-1 | | 母子保健の充実 | | | (単位:千円) | | | | |
|-------|----------|--------------|-------------------|--|---------------------------|---|------------|--------|-----------------|
| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 1 | 健康づくり支援課 | 母子保健指導 | 母子健康手帳等の交付 | 母親と子どもの健康管理のために交付する。 | 妊娠の届出があった妊婦等 | ・母子健康手帳等を交付する ・妊婦の状況を把握し、必要時相談等支援を行う | 295 | 420 | 654 |
| 2 | 健康づくり支援課 | 母子保健指導 | 長期療養児等育児教室 | 長期療養児等を持つ保護者同士の交流の場を確保し、育児不安の軽減を図る。 | 市民(長期療養児等を持つ保護者) | ダウン症、食物アレルギーなどがある子どもや多胎児の親の交流を図る | 2 | — | — |
| 3 | 健康づくり支援課 | 母子保健指導 | こんにちは赤ちゃん訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な悩みや不安を聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うことで、乳児と産婦の健全な育成を図る。 | 市民(生後4か月までの乳児のいる家庭) | ・保護者の心身の健康状態の観察、指導 ・育児に関する不安・悩みの傾聴や相談 ・子育て支援の情報提供や関係機関との連携 ・養育環境の把握 ・処遇困難事例検討 | 5,528 | 5,303 | 5,375 |
| 4 | 健康づくり支援課 | 母子保健指導 | 乳幼児健診未受診等育児支援訪問事業 | 乳幼児健診未受診世帯等に対して、その状況を把握し、受診勧奨や育児支援を行い、児童虐待を予防・育児不安の軽減により、乳幼児の発育発達を支援する。 | 乳幼児健診の未受診世帯等 | ・電話・面接・家庭訪問 | — | — | — |
| 5 | 健康づくり支援課 | 母子保健指導 | 健康相談事業 | 乳幼児の健康増進のため、保護者等からの相談に応じ必要な支援を行い、保護者の育児不安の解消を図る。 | 市民(小学校就学前の子どもを持つ保護者) | ・乳幼児相談 ・発育・発達に関する相談 ・電話・来所相談 | 176 | 5 | 135 |
| 6 | 健康づくり支援課 | 母子保健指導 | 産後ケア事業 | 母子に対して、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。 | 市民(生後4か月までの児とその母親) | ・母子に対する保健指導及び授乳指導 ・母親の休養 ・育児に関する指導や育児サポート等 | 1,801 | 973 | 1,807 |
| 7 | 健康づくり支援課 | 母子保健指導 | 産前・産後サポート事業 | 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者等による相談や情報交換の場の提供により、相談支援を行い、妊産婦等の孤立感の解消を図る。 | 市民(妊産婦及び1歳未満の児を持つその家族) | ・研修を受けた子育て経験者等が、公民館等で集団形式により相談に応じる | 633 | 628 | 626 |
| 8 | 健康づくり支援課 | 母子保健指導 | 利用者支援事業(母子保健型) | 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な相談に母子保健コーディネーター(助産師・保健師)が応じ、妊産婦等の心身の不調や育児不安を軽減する。 | 市民(妊産婦及び小学校就学前の子どもを持つ保護者) | ・母子保健に関する相談に応じ、情報提供や関係機関と連携を図る ・母子保健や育児に関する教室の開催 | 1,254 | 1,034 | 1,703 |
| 9 | 健康づくり支援課 | 赤ちゃん応援手当給付事業 | 赤ちゃん応援手当給付事業 | 新型コロナウイルス感染症が流行し、日常生活に様々な制約がある中で子どもを産み育てている世帯に対して経済的な支援を行う。 | 令和2年度中に生まれた子供を市内で育てている世帯 | 市の独自支援として、令和2年度中に生まれた子供を市内で育てている世帯に子ども1人あたり3万円を支給した。(令和4年5月末までの申請のため、繰越明許費で対応) | 17,921,000 | 16,269 | 0 |

| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
|-----|----------|----------|---------------------|---|---------------------------------------|---|------------|---------|-----------------|
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 10 | 健康づくり支援課 | 母子健康診査 | 乳幼児健康診査 | 4か月児・1歳6か月児・3歳3か月児を対象に心身障害の早期発見、育児指導などを行い、児の健康保持及び増進を図る。 | 市民(4か月～6か月未満、1歳6か月～2歳未満、3歳3か月～4歳未満の児) | 問診、計測、診察、個別相談等(1歳6か月児・3歳児健康診査では歯科健診も実施) 従事者:医師、保健師、看護師、栄養士等 | 403 | 1,725 | 3,201 |
| 11 | 健康づくり支援課 | 母子健康診査 | 妊婦健康診査 | 妊婦に対して、妊婦一般健康診査等の実施をすることにより、妊娠高血圧症候群等の異常を早期に発見し、適切な援助を講じ妊婦の健康保持増進を図る。 | 市民(妊娠届出を行った妊婦) | 妊婦一般健康診査14回、HBs抗原検査、HCV抗体検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HIV抗体検査等 | 219,049 | 201,506 | 222,997 |
| 12 | 健康づくり支援課 | 母子健康診査 | 新生児聴覚検査 | 新生児聴覚検査の目的や検査方法等についての周知啓発、関係機関の連携、公費負担を行うことにより受診者の経済的負担の軽減を図る。 | 市民(原則出生後1ヶ月まで) | 新生児聴覚検査への公費負担等(令和3年度からの新規事業) | 7,266 | 5,480 | 7,028 |
| 13 | 健康づくり支援課 | 母子健康診査 | 不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査 | 新型コロナウイルス感染症が拡大することによる不安を抱える妊婦に対して、PCR検査を行い不安解消を図る。 | 分娩約2週間前の不安を抱える妊婦 | 新型コロナウイルス感染症が拡大することによる不安を抱える妊婦に対して、本人が希望する場合に、分娩約2週間前に医療機関がPCR検査を行い、当該検査に係る費用を2万円を上限として助成する | 3,600 | 49,772 | 3,600 |
| 14 | 健康づくり支援課 | 保健指導一般事務 | 保健指導一般事務 | 保健事業の事務を円滑に行い、効果的に保健事業を実施する | 市民、職員(課内) | 各種協議会の負担金、B型肝炎ワクチン接種、抗体検査、保健センターの名入り封筒の作成等 | 1,412 | 1,291 | 1,356 |
| 15 | 健康づくり支援課 | 保健指導一般事務 | 災害時薬品等 | 台風等の災害時に、保健師が避難所避難者等への健康観察等を実施するのに、必要な薬品等を用意し、円滑な事務の実施を図る。 | 市民 | 消毒液、医薬品等の購入等(令和3年度予算から計上) | — | 7 | 8 |
| 16 | 健康づくり支援課 | 母子保健指導 | 会計年度任用職員人件費 | 母子保健事業の事務を円滑に行い、効果的に事業を実施するために、必要な会計年度任用職員の確保を図る。 | — | — | 62,526 | 60,437 | 31,229 |
| 17 | 健康づくり支援課 | 母子健康診査 | 会計年度任用職員人件費 | 母子保健事業の事務を円滑に行い、効果的に事業を実施するために、必要な会計年度任用職員の確保を図る。 | — | — | — | — | 31,364 |
| 合計 | | | | | | | 18,224,945 | 344,848 | 311,083 |

■施策を構成する事務事業

| 2-3-1 | | 健康づくりの支援 | | | (単位:千円) | | | | |
|-------|----------|----------|--|---|----------------|---|-------|-------|-----------------|
| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 1 | 健康づくり支援課 | 成人保健指導 | 成人健康教育 | 生活習慣病の予防その他の健康に関することについて、正しい知識の普及を図ることにより、自らが健康を守るという認識と自覚を持ち、健康の保持増進を図れるよう支援する。 | 市民(18歳以上) | 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、歯科衛生士、栄養士等による講話と実技 | 792 | 255 | 972 |
| 2 | 健康づくり支援課 | 成人保健指導 | 成人健康相談 | 健康に関して不安を取り除き、日常生活の見直しを支援する。 | 市民(成人) | 保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等による健康相談 | 68 | 20 | 119 |
| 3 | 健康づくり支援課 | 保健推進員活動 | 保健推進員協議会の活動支援 | 保健推進員協議会の活動の支援を図る。 | 保健推進員 | ・保健推進員協議会補助金の交付 | 248 | 248 | 248 |
| 4 | 健康づくり支援課 | 保健推進員活動 | 保健推進員及び協力員の育成支援 | 市民の自主的な健康づくりを促し、地域に根ざした健康づくりの推進を図る。 | 保健推進員及び協力員 | ・研修会及び会議開催 ・市の健康づくり事業への従事協力 ・活動支援 | 1,266 | 978 | 2,108 |
| 5 | 健康づくり支援課 | 保健推進員活動 | 保健推進員協議会30周年記念事業費 | 保健推進員協議会の活動30周年を記念し、その活動の記録及び活動から得られた様々な健康づくりに役立つ情報を掲載した冊子を作製し、市民の健康増進の一役を担う。 | 市民 保健推進員 | 市民の健康づくりに役立つ情報が掲載された記念冊子の作製(令和3年度作製予定) | 350 | 147 | — |
| 6 | 健康づくり支援課 | 保健推進員活動 | 健康体操フェスタ(市制施行100周年記念事業・保健推進員協議会30周年記念事業) | 「ときも健康プロジェクト いきいき川越大作戦」の柱の一つである「運動」をテーマとした体操のイベントを実施し、身体活動低下の改善や健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。 | 市民 保健推進員 | ・健康づくりの推進として取り組んでいる3種類の体操の講義と実技のイベント開催 ・体操冊子の配布 | — | — | 72 |
| 7 | 健康づくり支援課 | 健康づくり支援 | 食生活改善推進員協議会の活動支援 | 市民の栄養及び食生活の改善を推進するため。 | 川越市食生活改善推進員協議会 | ・食生活改善推進員補助金の交付 | 36 | 36 | 36 |
| 8 | 健康づくり支援課 | 健康づくり支援 | 薬と健康の週間事業の推進 | 医薬品に対する信頼と保健衛生の維持向上を目的とした、薬と健康の週間事業を推進する。 | 川越市薬剤師会 | ・薬と健康の習慣事業補助金の交付 | 68 | 68 | 68 |
| 9 | 健康づくり支援課 | 健康づくり支援 | 地区担当保健師活動 | 地区の特性を生かした健康づくりの推進を図る。 | 市民 | ・よろず健康相談 ・依頼事業 ・子育てサロンにおける健康相談、講話 ・ときも健康プロジェクト健康講座 | 198 | 197 | 185 |

| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
|-----|----------|---------|--------------------|-------------------------------------|---------|---|-------|-------|-----------------|
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 10 | 健康づくり支援課 | 健康づくり支援 | 健康づくりの啓発 | 健康に関する正しい知識の啓発を図る。 | 市民 | ・広報誌等への記事掲載 ・チラシ、ポスター等の作成、配布 ・川越市健康まつりの開催 | 96 | 51 | 261 |
| 11 | 健康づくり支援課 | 健康づくり支援 | 健康づくりイベント等の開催 | 健康かわごえ推進プランに基づいた健康づくり等に関する取組の推進を図る。 | 市民 | ・ラジオ体操の推進 ・健康マイレージ事業 等 | 4,320 | 2,186 | 4,802 |
| 12 | 健康づくり支援課 | 健康づくり支援 | 健康かわごえ推進プランの策定及び推進 | 健康かわごえ推進プランの策定及び推進(進捗管理)を図る。 | 市民 | ・健康かわごえ推進プランの策定 (川越市健康づくり推進協議会会議の開催) | 334 | 142 | 250 |
| 13 | 健康づくり支援課 | 健康づくり支援 | 受動喫煙対策 | 健康増進法に基づいた受動喫煙対策 | 市民・市内業者 | ・健康増進法等における受動喫煙防止対策に係る指導 ・受動喫煙の啓発 | 482 | 296 | 519 |
| 14 | 健康づくり支援課 | 成人保健指導 | 会計年度任用職員人件費 | 健康づくりの推進に必要な会計年度任用職員を確保し、事業の推進を図る。 | — | — | 258 | 84 | 219 |
| 合計 | | | | | | | 8,516 | 4,709 | 9,859 |

■施策を構成する事務事業

| 2-3-2 | | 食育の推進 | | | | | | | (単位:千円) | | |
|-------|----------|--------|----------------------|--|------------------------------|--|-------|-------|-----------------|--|--|
| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 | | |
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | | | |
| 1 | 健康づくり支援課 | 栄養改善対策 | 国民健康・栄養調査(厚生労働省委託事業) | 国民の健康の増進について、総合的な推進を図るための基礎資料を得る。 | 市民(厚生労働省より指定された地区) | 健康増進法第11条に基づいた国民健康・栄養調査の実施。(調査の実施、集計、報告等) | 613 | — | 628 | | |
| 2 | 健康づくり支援課 | 栄養改善対策 | 食品製造者指導事業 | 食品表示法、健康増進法に基づいた正しい情報を提供し、消費者の栄養の改善や健康増進を図る。 | 市内事業者、市民 | 栄養成分表示、健康の保持増進効果等についての虚偽誇大広告の相談 | 55 | 56 | 56 | | |
| 3 | 健康づくり支援課 | 栄養改善対策 | 給食施設指導 | 給食施設利用者の栄養を確保し、健康の保持・増進を図る。 | 市内給食施設 | ・巡回指導 ・研修会の開催 ・個別相談等 | 138 | 88 | 164 | | |
| 4 | 健康づくり支援課 | 栄養改善対策 | 栄養関係団体の育成支援 | 栄養関係団体の育成や活動支援により、地域における知識の普及や食生活の改善を促す。 | 食生活改善推進員協議会 地域活動栄養士PFCの会等 | 研修会の開催、活動支援等 | 42 | 24 | 123 | | |
| 5 | 健康づくり支援課 | 栄養改善対策 | 食育の周知・啓発 | 栄養・食生活に関する普及・啓発を図る。 | 市民 | ・啓発リーフレット等の作成、配布 ・広報誌等への記事掲載 | 42 | 53 | 87 | | |
| 6 | 健康づくり支援課 | 栄養改善対策 | 食育教室 | ライフステージに応じた食生活について学ぶ。 | 市民 | ・離乳食について ・幼児の食生活について ・妊娠期の食生活について ・生活習慣病予防の食生活について ・健康になるための料理教室 | 150 | 63 | 166 | | |
| 7 | 健康づくり支援課 | 栄養改善対策 | 食環境づくり推進事業 | 川越市の健康課題である高血圧を抑制し、健康寿命の延伸を図る。 | 市民、市内業者 | 社員食堂、スーパーマーケット、飲食店等のメニュー改善や健康情報の発信 | — | — | 1,500 | | |
| 8 | 健康づくり支援課 | 栄養改善対策 | 会計年度任用職員人件費 | 栄養改善対策に必要な会計年度任用職員を確保し、事業の推進を図る。 | — | — | 3,096 | 1,007 | 1,694 | | |
| 合計 | | | | | | | 4,136 | 1,290 | 4,418 | | |

■施策を構成する事務事業

| 2-3-3 | | 歯科口腔保健の充実 | | | | | | | (単位:千円) | | |
|-------|----------|-----------|--------------|--|---------------|---|--------|--------|-----------------|--|--|
| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 | | |
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | | | |
| 1 | 健康づくり支援課 | 歯科保健対策 | 成人歯科保健事業 | 歯科疾患の予防、成人歯科口腔保健に対する意識の高揚を図る。 | 市民 | ・成人歯科健診 ・歯と口の健康に関する出前講座 | — | 2 | 90 | | |
| 2 | 健康づくり支援課 | 歯科保健対策 | 母子歯科保健事業 | 歯科疾患の予防、母子歯科口腔保健に対する意識の高揚を図る。 | 市民 | ・妊産婦歯科健診 ・2歳児親子歯科健診 ・離乳食教室 ・おやつと歯みがき教室 ・歯と口の健康に関する出前講座 | 2,586 | 2,051 | 2,600 | | |
| 3 | 健康づくり支援課 | 歯科保健対策 | 歯科口腔保健の周知・啓発 | 歯と口の健康に関する周知啓発を図るとともに、健康の保持増進に寄与する。 | 市民 | ・歯ッピーフェスティバル等のイベントにおける歯と口の健康に関する普及啓発 ・啓発リーフレットの作成、配布 ・広報誌等への記事掲載 | 21 | 19 | 183 | | |
| 4 | 健康づくり支援課 | 歯科保健対策 | 歯科口腔保健推進関係会議 | 歯科口腔保健の推進に関する条例並びに健康かわごえ推進プラン(歯科口腔保健計画)の推進、進捗管理を行う。 | 事業者等 | ・川越市歯科口腔保健推進連絡会議の開催 | 214 | — | 217 | | |
| 5 | 健康づくり支援課 | 歯科保健対策 | 障害者(児)歯科保健事業 | 社会福祉施設等における歯科健診及び歯科保健指導等を通して、障害者(児)歯科保健事業の基盤整備の推進を図る。 | 市民(障害者及び介助者等) | ・市内社会福祉施設等に対する歯科健康診査、歯科保健指導、研修会の実施 ・個別の歯科相談(電話・訪問) ・イベント等における事業の普及・啓発 | 6,490 | 6,490 | 6,490 | | |
| 6 | 健康づくり支援課 | 歯科保健対策 | 幼児のむし歯予防推進事業 | 市内私立保育園、幼稚園並びに市立保育園の希望する施設を対象としたフッ化物洗口事業や啓発事業を通して、母子歯科保健分野の基盤整備の推進を図る。 | 市民(幼児及び保護者等) | ・希望する市内保育施設等の5歳児を対象に、フッ化物洗口、歯科保健指導、研修会等を実施 ・乳幼児健診時におけるリーフレット・絵本の配布等 | 5,291 | 4,225 | 5,291 | | |
| 7 | 健康づくり支援課 | 歯科保健対策 | — | — | — | — | — | — | 187 | | |
| 8 | 健康づくり支援課 | 歯科保健対策 | 会計年度任用職員人件費 | 栄養改善対策に必要な会計年度任用職員を確保し、事業の推進を図る。 | — | — | 2,193 | 714 | 2,625 | | |
| 合計 | | | | | | | 16,795 | 13,500 | 17,683 | | |

■施策を構成する事務事業

| 2-3-4 | | 特定健康診査等の実施 | | | | | | | (単位:千円) | |
|-------|----------|--------------------|-------------|---|----------------------------|---|---------|---------|-----------------|--|
| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 | |
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | | |
| 1 | 国民健康保険課 | (特別会計) 特定健康診査事業 | 特定健康診査事業 | 特定健康診査の意義や必要性についての正しい知識の普及を図るとともに、受診しやすい体制の整備を進め、受診率向上による疾病の早期発見・予防を推進します。 | 40歳以上の国民健康保険被保険者 | ・特定健康診査の実施 ・特定健康診査の受診勧奨、啓発 ・診療情報提供事業の実施 ・人間ドック、職場健診受診者への助成 | 380,024 | 327,105 | 364,511 | |
| 2 | 国民健康保険課 | (特別会計) 特定保健指導事業 | 特定保健指導事業 | 生活習慣病発症リスクが高いが生活習慣の改善により予防効果が期待できる市民について、特定保健指導への参加を促し、生活習慣病の予防を図ります。 | 特定健康診査受診者等の内、国の定める基準に該当する者 | ・特定保健指導の実施 ・特定保健指導の参加勧奨、啓発 ・特定保健指導従事者の技術養成 | 7,217 | 6,028 | 11,569 | |
| 3 | 国民健康保険課 | (特別会計) 保健事業 | 保健事業 | 生活習慣病の重症化を防ぐため、主に医療が必要な市民が適切な治療や指導を受けられるように支援します。 | 40歳以上の国民健康保険被保険者など | ・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 ・高血圧症予防事業の実施 など | 67,165 | 45,745 | 60,671 | |
| 4 | 高齢・障害医療課 | 後期高齢者広域連合負担金等 | 広域連合負担金等 | 後期高齢者の生活習慣病の早期発見及び重症化の予防 | 後期高齢者 | 健康診査等を実施 | 237,180 | 214,818 | 285,251 | |
| 5 | 高齢・障害医療課 | 後期高齢者広域連合負担金等 | 高齢者保健事業体制整備 | 高齢者の保健事業及び介護予防を一体的に実施できる体制を整備することにより、地域に暮らす高齢者一人ひとりが健康で自立した活力ある地域社会を維持できる医療制度を確立する。 | 後期高齢者 | 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制を整備する。 | 19,590 | 3,829 | 18,728 | |
| 合計 | | | | | | | 711,176 | 597,525 | 740,730 | |

■施策を構成する事務事業

| 2-3-5 | | がん検診等の実施 | | | | | | | (単位:千円) | |
|-------|-------|----------|-----------|--|-----|--|---------|--------|-----------------|--|
| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 | |
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | | |
| 1 | 健康管理課 | がん検診 | 前立腺がん検診 | 前立腺がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、予防意識の自覚を促す。 | 市民 | 50歳以上の男性を対象に、総合保健センター施設検診、委託医療機関の個別検診により実施する。 | 13,972 | 14,714 | 15,370 | |
| 2 | 健康管理課 | がん検診 | 乳がん検診 | 乳がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、予防意識の自覚を促す。 | 市民 | 40歳以上の女性を対象に、総合保健センター施設検診、検診バスが公民館などを巡回する集団検診、委託医療機関の個別検診により実施する。 | 57,030 | 53,933 | 58,172 | |
| 3 | 健康管理課 | がん検診 | 子宮がん検診 | 子宮がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、予防意識の自覚を促す。 | 市民 | 20歳以上の女性を対象に、委託医療機関の個別検診により実施する。 | 40,787 | 37,741 | 41,155 | |
| 4 | 健康管理課 | がん検診 | 大腸がん検診 | 大腸がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。 | 市民 | 40歳以上の方を対象に、総合保健センター施設検診、検診バスが公民館などを巡回する集団検診、委託医療機関の個別検診により実施する。 | 42,591 | 39,923 | 43,237 | |
| 5 | 健康管理課 | がん検診 | 肺がん検診 | 肺がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。 | 市民 | 40歳以上の方を対象に、総合保健センター施設検診、検診バスが公民館などを巡回する集団検診により実施する。 | 9,789 | 11,653 | 12,379 | |
| 6 | 健康管理課 | がん検診 | 胃がん検診 | 胃がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。 | 市民 | 胃部エックス線検査は40歳以上の方を対象に、総合保健センター施設検診、検診バスが公民館などを巡回する集団検診、委託医療機関の個別検診、胃内視鏡検査は50歳以上の方を対象に委託医療機関の個別検診により実施する。 | 123,828 | 99,503 | 125,628 | |
| 7 | 健康管理課 | 成人健診 | 健康手帳 | 健康増進法に基づき、各人が健康診査等の結果を記録し、健康保持に役立てるものとして交付する。 | 市民 | 40歳以上の方を対象に、総合保健センター施設検診、検診バスが公民館などを巡回する集団検診、委託医療機関の個別検診等で希望者に配布する。 | 317 | 228 | 375 | |
| 8 | 健康管理課 | 成人健診 | 肝炎ウイルス検診 | 肝炎ウイルス感染の早期発見により、肝炎による健康障害を回避、軽減し、肝炎ウイルスの正しい知識や感染状況の自覚を促す。 | 市民 | 肝炎ウイルス検診を受診したことのない20歳以上の方を対象に、総合保健センター施設検診、委託医療機関の個別検診により実施する。 | 6,201 | 11,299 | 6,146 | |
| 9 | 健康管理課 | 成人健診 | 健康増進健康診査 | 無保険者の生活習慣病予防のため、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。 | 市民 | 40歳以上で社会保険に加入していない、生活保護世帯に属する方または中国残留邦人等支援給付を受けている方を対象に、委託医療機関において実施する。 | 1,040 | 583 | 1,040 | |

| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
|-----|-------|--------|-------------|---|-----|---|---------|---------|-----------------|
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 10 | 健康管理課 | 成人健診 | 歯周病検診 | 歯周病の早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。 | 市民 | 該当年度の4月1日に40・45・50・55・60・65・70歳の方を対象に、委託医療機関において実施する。 | 959 | 1,004 | 946 |
| 11 | 健康管理課 | 成人健診 | 骨密度検診 | 骨密度検診による、骨粗鬆症のスクリーニング検査及び生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。 | 市民 | 40歳以上の方を対象に、総合保健センター施設検診により実施する。 | 2,390 | 2,207 | 2,352 |
| 12 | 健康管理課 | 成人検診事務 | 成人検診事務 | 各種検診等の実施に必要な事務を実施する。 | — | — | 6,488 | 5,923 | 6,497 |
| 13 | 健康管理課 | がん検診 | 会計年度任用職員人件費 | 各種検診等の実施に対して必要な医師・看護師等の人件費。 | — | — | 12,663 | — | 13,826 |
| 14 | 健康管理課 | 成人健診 | 会計年度任用職員人件費 | 各種検診等の実施に対して必要な看護師等の人件費。 | — | — | — | 13,421 | 73 |
| 合計 | | | | | | | 318,055 | 292,131 | 327,196 |

■施策を構成する事務事業

| 3-1-1 | | 地域医療の基盤づくり | | | (単位:千円) | | | | |
|-------|---------|------------|----------------|---|-----------------------------------|---|-------|-------|-----------------|
| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 1 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 地域医療連携推進事業補助金 | 市民の医療ニーズに適応した医療サービスの供給体制の充実を図るため、地域医療機関と中核医療機関及び介護事業所等とが連携協調して行う事業に対し、補助を行う。 | (一社)川越市医師会 | ・補助金の交付 | 1,800 | 1,800 | 1,800 |
| 2 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 地域保健医療事業協力補助金 | 地域保健医療事業の推進を図るため、市が行う保健事業、健康教育事業等に対する協力や、市民向け講演会の開催など健康啓発に係る事業を実施する、市医師会に対して補助を行う。 | (一社)川越市医師会 | ・補助金の交付 | 6,000 | 6,000 | 6,000 |
| 3 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 地域医療従事者養成事業補助金 | 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、市内の養成機関において看護師又は准看護師を養成する事業を実施する者に対し、補助金を交付する。 | (一社)川越市医師会、埼玉医科大学附属総合医療センター看護専門学校 | ・補助金の交付 | 8,355 | 8,012 | 8,355 |
| 4 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 保健医療計画 | 保健対策の推進、医療体制の確保、保健医療の充実を基本目標として、保健医療の総合的な推進を図る。 | 市 | ・進捗管理 ・計画の作成、見直し | — | — | — |
| 5 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | すこやかマップ(医療マップ) | 地域医療の充実のため、すこやかマップの作成、配布により、医療機関等に関する情報を提供するとともに、症状に応じた適切な医療の受診を啓発し、かかりつけ医等の普及・促進を図る。 | 市民 | ・医療マップの作成 ・医療マップの配布(転入者等) ・市民への医療機関等の情報提供 | 847 | 861 | 884 |
| 6 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 医療問題協議会 | 地域医療及び保健衛生に関する諸問題について協議し、保健医療行政の推進を図る。 | 協議会委員 | ・医療問題協議会の開催 | 265 | — | 265 |
| 7 | 保健医療推進課 | 保健医療推進 | 旧市立診療所の管理 | 旧市立診療所の跡地整理までの現建物及び敷地を適正に管理する。 | 市民 | ・建物の機械警備や防火用設備の維持管理 ・除草や樹木伐採等の維持 ・敷地内の管理 | 869 | 649 | 861 |
| 8 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | ブルーライトアップ | 毎年11月14日の世界糖尿病デーに合わせ、川越駅のブルーライトアップや講演会等を行い、糖尿病予防に関する啓発を行う。 | (一社)川越市医師会 | ・負担金の支払い | 200 | 120 | 200 |
| 9 | 保健医療推進課 | 保健医療推進 | 全国衛生部局長会 | 衛生行政の円滑な推進を図ることを目的とした全国衛生部局長会に加盟する。 | — | — | 47 | — | 89 |

| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) |
|-----|---------|---------|----------------------------------|---|------------|--|--------|---------|---------|
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | 令和4年度予算 |
| 10 | 保健医療推進課 | 保健医療推進 | 部課一般事務 | 保健医療部内の共通経費等 | — | — | 264 | 46 | 242 |
| 11 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 旧市立診療所の跡地整理 | 業務終了から年数が経過した旧市立診療所建物の除去に向けた事務を行う。 | 市 | ・建物解体工事事業化に係る検討 | — | — | — |
| 12 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 検査体制確保事業 | 医療機関の多くが休業する年末年始等について、市内医療期間における新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の確保を川越市医師会に委託する。 | (一社)川越市医師会 | ・検査体制確保事業業務委託 | — | 7,587 | 14,245 |
| 13 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 消費税仕入控除税額返還金 | 令和2年度に支出した緊急包括支援交付金(医療分)に係る消費税仕入控除税額を埼玉県に返還する。 | 埼玉県 | ・令和2年度緊急包括支援交付金(医療分)を交付した事業者から消費税仕入控除税額の返還を受け、その額を埼玉県に返還 | — | — | 31,794 |
| 14 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | PCR検査センターの運営 | 川越市医師会の協力のもと、新型コロナウイルスにかかるPCR検査センターを運営し、市内の検査体制の強化を図る。 | (一社)川越市医師会 | ・PCR検査センターの運営事業の業務委託 ・PCR検査センターの解体撤去の業務委託 | 26,316 | 8,670 | — |
| 15 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 川越市新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 | 医療機関の検査整備設備を補助する。 | 和心会クリニック | ・支援金の交付 | — | 890 | — |
| 16 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 川越市新型コロナウイルス感染症患者転院受入協力金 | 退院基準を満たした患者の転院を受け入れる医療機関へ協力金を支給する。 | 市内の医療機関 | ・協力金の交付 | — | 2,500 | — |
| 17 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 川越市新型コロナウイルス感染症患者等病床受入確保協力金 | 一般病床等で患者を受け入れる市内の医療機関に対し協力金を交付して、患者受入病床の確保に努める。 | 市内の医療機関 | ・協力金の交付 | — | 146,000 | — |
| 18 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 川越市新型コロナウイルス感染症に係る夜間休日診療所事業継続支援金 | 初期救急医療の維持のために川越市夜間休日診療所の事業継続を支援する。 | (一社)川越市医師会 | ・支援金の交付 | — | 35,000 | — |
| 合計 | | | | | | | 44,963 | 218,135 | 64,735 |

■ 施策を構成する事務事業

| 3-1-2 | | 医療の安全確保 | | | (単位:千円) | | | | |
|-------|-------|-------------|------------------|---|-----------|--|-------|-------|-----------------|
| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 1 | 保健総務課 | 厚生統計調査・免許事務 | 衛生関係免許申請受付事務 | 身近な場所での申請受け付けによる利便性の向上を図る | 県民 | ・厚生労働大臣免許及び県知事免許に関する各種申請の受け付け及び県への進達事務 | 49 | 50 | 49 |
| 2 | 保健総務課 | 厚生統計調査・免許事務 | 保健統計等実施事務 | 各種厚生統計調査を実施し、保健医療行政の基礎資料とする | 市民 | ・各種厚生統計調査の実施(人口動態調査、国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査など) | 1,520 | 652 | 1,378 |
| 3 | 保健総務課 | 医療機関指導 | 医療機関等の統計 | 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。 | 市民 事業者 | 医療施設動態調査は毎月実施。医療施設静態調査、患者調査、受療行動調査は3年毎に実施(令和2年度実施、次回は令和5年度実施予定) | — | — | — |
| 4 | 保健総務課 | 医療機関指導 | 医療安全相談 | 医療に関する市民の苦情や悩み事など、相談に対応することにより、市民の医療に対する信頼を確保することを目的とする。 | 市民 | 医療機関に関する問い合わせ、及び医療に関する患者・市民の苦情や悩み事等の相談について患者・市民と医療機関との間に立ち、中立的な立場から双方の信頼関係の構築を支援するよう努める。 | 34 | — | 34 |
| 5 | 保健総務課 | 医療機関指導 | 医療法等に基づく立入検査 | 医療施設に関する医療法等の規定の遵守状況を確認する。 | 事業者 | 医療法第25条に基づく報告の徴収又は立入検査の実施。病院及び有床診療所は定期的に立入検査を実施。その他、必要と認められた場合に臨時の立入検査を行う。 | 128 | 81 | 117 |
| 6 | 保健総務課 | 医療機関指導 | 医療機関等の許可・届出 | 医療施設の人的構成、構造設備、管理体制等の規制等を行う。 | 事業者 | 医療法等に基づき、病院、診療所、助産所、施術所等の開設、変更等の許可又は届出の受理等の業務を行う。 | — | — | — |
| 7 | 保健総務課 | 医薬品等対策 | 温泉利用許可 | 温泉法に基づき、公共の浴用又は飲用に供される温泉の利用の適正化を図る。 | 事業者 | ・温泉の利用許可申請、温泉の成分等の掲示内容届及び温泉利用に関する変更届の受理等 | 24 | — | 24 |
| 8 | 保健総務課 | 医薬品等対策 | 有害物質を含有する家庭用品の規制 | 家庭用品を買上げ、人の健康に被害を生ずるおそれのある物質の含有について検査することにより、市民、特に乳幼児の保健衛生の確保を図る。 | 事業者 | ・市内店舗において、出生後24か月以内の乳幼児用繊維製品を買上げ、保健所においてホルムアルデヒドの検査を実施し、検査結果を厚生労働省に報告する。 | 20 | 20 | 27 |
| 9 | 保健総務課 | 医薬品等対策 | 薬物乱用防止対策 | 薬物乱用防止のための啓発活動を推進することにより、薬物乱用の未然防止を図る。 | 市民 | ・広報紙への掲載、市内駅構内等へのポスター掲示、各種イベント会場での啓発物の配布や呼びかけにより薬物乱用防止啓発を行う。 | 49 | 43 | 49 |

| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
|-----|-------|--------|---|--|-----|--|-------|-------|-----------------|
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 10 | 保健総務課 | 医薬品等対策 | 毒物劇物販売業者等の登録・届出 | 毒性、劇性によって保健衛生上きわめて重大な危害を及ぼすおそれのある毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取り締まりを行う。 | 事業者 | ・毒物劇物の販売業の新規及び更新の登録並びに監視・指導を行う。 ・登録業者及び届出をした特定の毒物劇物を取り扱う事業者の事業所への監視・指導を行う。 | 11 | — | 12 |
| 11 | 保健総務課 | 医薬品等対策 | 無承認無許可医薬品対策 | 医薬品の承認を受けていない物(いわゆる健康食品等)の適正な使用を確保することにより、市民の保健衛生の確保を図る。 | 事業者 | ・市内店舗において、強壮又は痩身を標ぼうするいわゆる健康食品を買上げ医薬品成分の含有について保健所において検査をする。 ・健康食品等の広告監視指導を行う。 | 23 | 16 | 29 |
| 12 | 保健総務課 | 医薬品等対策 | 薬局・医薬品販売業・医療機器販売業・貸与業及び再生医療等製品販売業の許可・届出 | 医薬品等の販売又は授与に関して必要な規制を行うことにより、市民の保健衛生の確保を図る。 | 事業者 | ・薬局、店舗販売業、卸売販売業等の新規及び更新の許可を行う。 ・薬局、店舗販売業、卸売販売業等の事業所に立入り、必要な指導を行う。 | 133 | 107 | 137 |
| 13 | 保健総務課 | 献血推進 | 献血推進 | 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るために、市民への献血思想の普及や埼玉県赤十字血液センターの献血事業を支援している。 | 市民 | 献血思想の普及のために啓発物を作成し、イベント等で配布している。また、市内高校を埼玉県赤十字血液センターの職員と一緒に訪問し、献血事業への協力をお願いしている。 | 104 | 75 | 105 |
| 14 | 保健総務課 | 医療機関指導 | 会計年度任用職員人件費 | 医療施設に関する医療法等の規定の遵守状況を確認する。(医療法等に基づく立入検査の一環) | — | — | 128 | 137 | 139 |
| 合計 | | | | | | | 2,223 | 1,181 | 2,100 |

■施策を構成する事務事業

3-2-1 救急医療体制の確保

(単位:千円)

| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
|-----|---------|---------|-----------------|--|--------------------|---|---------|---------|-----------------|
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 1 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | AEDの普及啓発 | AEDの必要性や有効性などの啓発を通し、人命救助の理念を普及するとともに、心肺停止者の救命率の向上を目指す。 | 市民 市職員 | ・施設へのAED設置、管理 ・市内イベントへのAEDの貸出 ・普通救命講習の実施 ・応急手当普及員の養成 ・計画の作成、見直し | 4,596 | 4,547 | 4,769 |
| 2 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 休日歯科診療所運営事業 | 休日・祝日・年末年始における救急歯科医療を確保する。 | (一社)川越市歯科医師会 市民 | ・休日歯科診療の実施 ・休日歯科診療の周知 | 3,121 | 3,300 | 3,121 |
| 3 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 夜間休日診療事業補助金 | 平日の夜間及び休日における軽症の救急患者に対する医療を確保するため、夜間休日診療事業を実施する市医師会等に対し、補助を行う。 | (一社)川越市医師会、川越市薬剤師会 | ・補助金の交付 | 26,500 | 26,500 | 26,500 |
| 4 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 病院群輪番制病院運営事業補助金 | 休日及び夜間における救急医療体制を確保するため、病院群輪番制方式により第二次救急医療を行う救急告示病院に対し、川越地区3市2町により補助を行う。 | 川越地区第二次救急医療運営委員会 | ・補助金の交付 | 31,464 | 31,044 | 31,464 |
| 5 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 救急医療拠点病院運営事業補助金 | 休日及び夜間における良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、救命救急センター等を運営し、重症の救急患者に入院治療を行う事業を実施する者に対し、補助を行う。 | 埼玉医科大学総合医療センター | ・補助金の交付 | 20,480 | 20,480 | 20,480 |
| 6 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 二次救急搬送受入支援事業補助金 | 本市の救急医療体制の確保を図るため、市内の二次救急医療機関の運営に要する費用のうち、救急搬送患者の受入れに要する費用に対し、補助を行う。 | 市内の二次救急医療機関 | ・補助金の交付 | 28,125 | 24,323 | 25,785 |
| 7 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 外国人未払医療費対策事業補助金 | 医療機関の負担を軽減し、救急医療体制の円滑な運営の確保するため、外国人救急患者に係る医療機関の未回収金を、県と協力して補填する。 | 市内の医療機関 | ・次年度予算に向けた埼玉県との調整 | — | — | 800 |
| 8 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 在宅当番医制事業 | 休日・祝日・年末年始における軽症者への初期救急医療を確保する。 | (一社)川越市医師会 市民 | ・休日診療の実施 ・在宅当番医の周知 | 4,459 | 4,304 | 4,459 |
| 9 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 救急相談 | 重症度・緊急度の高い傷病者を迅速に救急搬送し、必要な医療を受けられるようにするため、軽症者へ適切な行動を促す。 | 市民 | ・救急電話相談、AI救急相談の周知 | — | — | — |
| 合計 | | | | | | | 118,745 | 114,499 | 117,378 |

■施策を構成する事務事業

3-2-2 災害時医療体制の整備・充実

(単位:千円)

| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
|-----|---------|---------|--------------|---|-------------------|-------------------------|-------|-------|-----------------|
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 1 | 保健医療推進課 | 地域医療の推進 | 協議会の設置・運営 | 災害時の医療体制を構築するため、医療関係者等で構成される協議会を設置し、協議、訓練等を実施する。 | 医療関係者 | ・協議会の開催 | — | — | 73 |
| 2 | 保健医療推進課 | 保健医療推進 | 新型インフルエンザ等対策 | 新型インフルエンザ等の発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、対策を推進する。 | 市民 市 関係医療機関 | ・計画等の作成、見直し ・対策訓練の実施 | — | — | — |
| 合計 | | | | | | | 0 | 0 | 73 |

■ 施策を構成する事務事業

3-3-1 障害者医療の充実

(単位:千円)

| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
|-----|----------|-------------|-------------|--|---------------|---|---------|---------|-----------------|
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 1 | 高齢・障害医療課 | 障害者医療費支給 | 障害者医療費支給 | 重度心身障害者を対象に、医療費の保険診療一部負担金等について助成金を支給することにより、福祉の増進を図る | 市内在住等の重度心身障害者 | 身体障害者手帳1～4級(4級は非課税)、療育手帳(A)～B、精神障害者手帳1級所持者、後期高齢者医療制度の障害認定を受けた障害者等に係る医療費の保険診療一部負担金等を助成する | 740,245 | 665,060 | 734,315 |
| 2 | 保健医療推進課 | 歯科診療事業会計繰出金 | 歯科診療事業会計繰出金 | 障害者(児)への歯科診療を基本としたふれあい歯科診療所を運営する。 | — | 歯科診療事業特別会計への繰出金 | 37,375 | 37,375 | 38,984 |
| 合計 | | | | | | | 777,620 | 702,435 | 773,299 |

■施策を構成する事務事業

3-3-2 母子医療の充実

(単位:千円)

| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
|-----|-------|----------|--------------------|--|---|--|---------|---------|-----------------|
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 1 | 健康管理課 | 母子公費負担医療 | 特定不妊治療支援事業等に関する事務 | 医療保険の対象とならない、特定不妊治療費の助成をおこなうことで、経済的負担の軽減を図る | 市民(※妻年齢43歳未満) | 特定不妊治療助成金の支給 男性不妊治療助成金の支給 不妊検査・不育症検査 不妊専門相談センター | 99,862 | 151,371 | 68,591 |
| 2 | 健康管理課 | 母子公費負担医療 | 養育医療給付に関する事務 | 未熟児の健全な育成を図る | 市民(※1歳未満の未熟児) | 医療給付 | 25,931 | 17,232 | 21,866 |
| 3 | 健康管理課 | 母子公費負担医療 | 自立支援(育成医療)給付に関する事務 | 医療給付を行うことで障害児の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする | 市民(※18歳未満) | 医療給付 補装具費の給付 | 6,518 | 7,117 | 7,577 |
| 4 | 健康管理課 | 母子公費負担医療 | 小児慢性特定疾病に関する事務 | 医療給付を行うことで対象児童の健全な育成を図る | 市民(※18歳未満、ただし、満18歳に達する日前から引き続き医療の給付等を受けている者に限り満20歳未満) | 医療給付 日常生活用具費の給付 自立支援 | 105,255 | 114,884 | 139,522 |
| 5 | 健康管理課 | 母子公費負担医療 | 結核児童療育給付に関する事務 | 医療給付を行うことで結核児の健全な育成を図る | 市民(※18歳未満) | 医療並びに学習及び療養生活に必要な物品の支給 | 64 | — | 64 |
| 6 | 健康管理課 | 母子公費負担医療 | 会計年度任用職員人件費 | 診療報酬に係る事務を遂行するための人件費 | — | — | 4,299 | — | 1,177 |
| 合計 | | | | | | | 241,929 | 290,603 | 238,797 |

■施策を構成する事務事業

| 3-3-3 難病対策 | | | (単位:千円) | | | | | | |
|------------|-------|-------|----------------------------|---|----------------|--|-------|-------|-----------------|
| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 1 | 健康管理課 | 難病対策 | 骨髄移植ドナー助成費交付に関する事務 | ドナーの経済的負担を軽減し、骨髄移植の推進及びドナー登録の推進を図る | 市民(※市税の滞納がない者) | 骨髄等の提供に係る通院又は入院の日数に対する助成金の交付(助成上限額:1日2万円×7日分まで) | 701 | 421 | 702 |
| 2 | 健康管理課 | 難病対策 | 難病対策に関する事務 | 患者のQOLの向上、家族の負担軽減を図る | 市民 | 難病患者講演会開催 難病患者家族会への支援 電話や面接、訪問等による個別支援 | 277 | 241 | 312 |
| 3 | 健康管理課 | 難病対策 | 指定難病医療給付に関する事務 | 指定難病等の医療費を県が公費負担することにより、指定難病等に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の経済的負担の軽減を図る | 市民 | 指定難病に係る各種申請等の受付け及び埼玉県への進達 | 986 | 689 | 943 |
| 4 | 健康管理課 | 難病対策 | 原爆被爆者援護に関する事務 | 被爆者及び被爆者二世の健康の保持及び増進並びに福祉を図る | 被爆者 被爆者二世 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく各種申請等の受付け及び埼玉県への進達 被爆者二世からの各種申請等の受付け及び埼玉県への進達(県単独事務) | 14 | 1 | 14 |
| 5 | 健康管理課 | 難病対策 | 肝炎治療特別促進事業の申請に関する事務 | 高額な医療費を県が公費負担することにより、早期治療の促進、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウィルスの感染防止 | 市民 | 埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく各種申請等の受付け及び埼玉県への進達 | 79 | 215 | 85 |
| 6 | 健康管理課 | 難病対策 | 石綿(アスベスト)健康被害救済制度の申請に関する事務 | 石綿(アスベスト)健康被害救済制度の案内を行う | 市民 | 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく各種申請等の受付け及び独立行政法人環境再生保全機構への進達 | — | — | 4 |
| 7 | 健康管理課 | 難病対策 | 石綿健康相談事務 | 石綿(アスベスト)健康被害救済制度の案内を行う | 市民 | 石綿に係る健康相談 | 10 | — | — |
| 合計 | | | | | | | 2,067 | 1,567 | 2,060 |

■施策を構成する事務事業

4-1-1 国民健康保険制度の健全な運営

(単位:千円)

| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 |
|-----|---------|-------------|-------------|--|---------------------------------|---|------------------------|-----------|------------------------|
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | |
| 1 | 国民健康保険課 | 土建、建設国保組合補助 | 土建、建設国保組合補助 | 埼玉土建国民健康保険組合および埼玉県建設国民健康保険組合に加入している被保険者の健康保持及び福祉の推進を図ります。 | ・埼玉土建国民健康保険組合 ・埼玉県建設国民健康保険組合 | ・各組合への補助金交付(令和2年度交付にて終了) | — (令和2年度をもって終了) | — | — (令和2年度をもって終了) |
| 2 | 国民健康保険課 | 国保会計繰出金 | 国保会計繰出金 | 国民健康保険事業の安定的な運営のため、医療費適正化などによる歳出抑制や保険税設定見直しなどによる歳入の増加により、国保特別会計への赤字補填である一般会計からの法定外繰出金の縮減を図ります。 | ・国民健康保険事業特別会計 | ・川越市赤字解消・削減計画に基づく「健康経営」及び医療費適正化対策や保険税設定の見直しなどによる法定外繰出金の縮減 | 2,989,135 | 2,989,135 | 2,986,510 |
| 3 | | | | | | | (法定外繰出分: 1,299,035) | | (法定外繰出分: 1,307,733) |
| 合計 | | | | | | | 2,989,135 | 2,989,135 | 2,986,510 |

■施策を構成する事務事業

| 4-1-2 | | 後期高齢者医療制度の円滑な運用 | | | | | | | (単位:千円) | |
|-------|----------|-----------------|-----------------|---|-------|--|-----------|-----------|-----------------|--|
| No. | 所管課名 | 予算事業名 | 事務事業(業務)名 | 事業目的 | 対象者 | 主な内容 | 令和3年度 | 令和3年度 | (参考) 令和4年度予算 | |
| | | | | | | | 当初予算 | 決算 | | |
| 1 | 高齢・障害医療課 | 後期高齢者広域連合負担金等 | 広域連合負担金等 | 後期高齢者に対する適切な医療の給付などを行うために必要な制度を設け、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。 | 後期高齢者 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合への負担金 | 3,107,136 | 3,107,136 | 3,251,270 | |
| 2 | 高齢・障害医療課 | 後期高齢者入院時見舞金支給 | 後期高齢者医療入院時見舞金支給 | 後期高齢者が入院した場合に、入院に伴う経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図る。 | 後期高齢者 | 後期高齢者が入院した際、一定の条件を満たす場合に、申請により年度1回15,000円を支給 | 6,635 | 5,609 | 7,730 | |
| 3 | 高齢・障害医療課 | 後期高齢者医療会計繰出金 | 後期高齢者医療会計繰出金 | 後期高齢者医療に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。 | 後期高齢者 | 後期高齢者医療特別会計への繰出金 | 799,349 | 758,747 | 909,128 | |
| 合計 | | | | | | | 3,913,120 | 3,871,492 | 4,168,128 | |